

第一回國会

商工委員會議錄

第七號

出席委員		昭和三十一年二月二十一日(火曜日) 午前十時五十分開議
委員長 神田 博君		
理事 本野 彦吉君	理事 小平 久雄君	
理事 笠原 一雄君	理事 谷川 四郎君	
理事 中崎 敏君	理事 永井 勝次郎君	
秋田 大助君	阿左美廣治君	
内田 常雄君	菅原 太郎君	
菅野和太郎君	椎名 悅三郎君	
島村 一郎君	淵上房太郎君	
松岡 松平君	南 好雄君	
伊藤卯四郎君	加藤 清二君	
佐々木良作君	多賀谷眞総君	
帆足 計君	松尾トシ子君	
松平 忠久君	石橋 錦山君	
出席庶務大臣	出席政府委員	
通商產業大臣 江上 龍彦君	外務事務官 湯川 盛夫君	
(大臣官房長) 通商產業事務官 純永 久次君	(經濟局長) 岩武 照彦君	
(經濟局長) 通商產業事務官 吉岡 千代三君	鈴木 義雄君	
(重工業局長) 通商產業事務官 小室 恒夫君	高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)	
(輕工業局長) 通商產業事務官 佐久 洋君	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)	
委員外の出席者 大蔵事務官(為替局管理課長) 農林技官(畜産局衛生課長)	中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)	
通商產業の基本施策に関する件 出第五九号)	特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出第五九号)	
	通商産業の基本施策に関する件	

日本經濟の総合的基本施策に関する
件
私的独占の禁止及び公正取引に関する
件
○神田委員長 これより会議を開きま
す。
まず、小委員会における参考人出頭
要求の件につきましてお詫びいたしま
す。木材利用の合理化に関する小委員
長より、來たる二十四日の小委員会
に、木材利用の合理化に関する問題に
ついて、参考人として木材資源利用合
理化推進本部専務理事田中申一君より
意見を聽取したい旨の申し出がありま
した。小委員長の申し出の通り参考人
の出頭を求めるに御異議ありません
か。
 ○「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○神田委員長 御異議なしと認め、さ
ようにお決定いたします。

○神田委員長 この際お詫びいたしま
す。去る七日予備審査のため本委員会
に付託されました高圧ガス取締法の一
部を改正する法律案、また去る十七日
本委員会に付託されました中小企業信
用保険法の一部を改正する法律案、中
小企業金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出第二二二号)(予)
第三条第四号中「シアノ化水素ガ
ス、フレオントガス、ブロムメチ
ルガス」を「液化シアン化水素、液化
ブロムメチル」に改める。
第二十四条の次に次の四条を加え
る。

上の液化酸素を貯蔵することがで
きる設備に貯蔵して液化酸素を消
費する者(以下「液化酸素消費者」
といふ)は、事業所ごとに、消費
開始日の二十日前までに、消費
のための施設の位置、構造及び設
備並びに消費の方法を記載した書
面を添えて、その旨を都道府県知
事に届け出なければならない。
 第二十四条の三 液化酸素消費
者は、消費のための施設を、その位
置、構造及び設備が通商産業省令
で定める技術上の基準に適合する
よう維持しなければならない。
 第二条第三号を次のように改め
る。
 3 都道府県知事は、液化酸素消費
者の消費のための施設又は消費の
方法が前二項の技術上の基準に適
合していないと認めるときは、そ
の技術上の基準に適合するよう
に消費のための施設を修理し、改造
し、若しくは移転し、又はその技
術上の基準に従つて液化酸素の消
費をすべきことを命ずることが可
能である。
 第二十四条の四 液化酸素消費
者は、消費のための施設の位置、構
造若しくは設備の変更の工事を
し、又は消費の方法を変更しよう
とするときは、あらかじめ、都道
府県知事に届け出なければならない
い。

4 この法律の施行の際現に液化酸

素消費者である者に関する第二十
四条の二の規定の適用について

は、同条中「消費開始日の二十
日前までに」とあるのは、「高圧

ガス取締法の一部を改正する法律
(昭和三十一年法律第^二号)の施

行の日から一月以内に」とする。

5 第二十九条第三項及び第三十一
条の改正規定の施行の際現に從前
のこれらの規定により行われた国
家試験に合格している者は、改正

後のこれらの規定による作業主任
者試験に合格しているものとみな
す。

6 中小企業信用保険法の一部を改
正する法律

7 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

8 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

9 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

10 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

11 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

12 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

13 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

14 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

15 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

16 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

17 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

18 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

19 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

20 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

21 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

22 中小企業信用保険法(昭和二十五
年法律第二百六十四号)の一部を次
のよう改定する。

るもの(第九条の八・

第九条の九)

附則 第一項 個別保証保険

第三章第一節中第九条の二の前に

次の款名を加える。

二十九条の二第一項中「次項」の下に

「及び第九条の六第二項」を加える。

第九条の三第三項中「十万円」を

「二十万円」に、「三十万円」を「五十

万円」に改める。

第九条の五第一項中「保証保険」

を「個別保証保険」に改める。

第九条の七第二項中「第九条の七

第一項」を「第九条の九第一項」に改
め、同条を第九条の九とする。

第九条の六を第九条の八とする。

第三章第一節中第九条の五の次に

次の二款を加える。

(保険契約)

第二款 包括保証保険

第九条の六 政府は、会計年度の半

期ごとに、指定法人を相手方とし
て、当該指定法人が小企業者の金

融機関、中小企業金融公庫又は國

民金融公庫からの借入による債務

の保証をすることにより、保証を

した借入金の額の額が一定の金

額に達するまで、その保証につ
き、政府と当該指定法人との間に

保証関係が成立する旨を定める契

約を締結することができる。

二 前項の保証関係においては、保

險額に百分の九十を乗じて得た

金額を保険金額とする。

三 第一項の保証関係における保

險額は、小企業者一人につき、合

計二十万円(その小企業者が中小

企業等協同組合であるときは、五
十万円)をこえではならない。

四 政府は、第一項の保証関係にお
ける保証額の総額の指定法人を

通する合計額が、会計年度ことに

国会の議決を経た金額をこえない
範囲内でなければ、同項の契約を

締結することができない。

5 指定法人は、第一項の保証関係
が成立した保証については、第九

条の二第一項の規定による通知を

することができない。

(準用)

第九条の七 第五条、第九条の二第
二項、第九条の三第一項、第九条
の四及び第九条の五第二項の規定

は、指定法人を相手方とする包括

保証保険に準用する。この場合に

おいて、第九条の四中「普通保証

保険にあつては百分の七十、小口

保証保険にあつては百分の八十一

とあるのは「百分の九十」と読み替
えるものとする。

第十条中「若しくは第九条の六第
一項」を「第九条の六第一項若しく
は第九条の八第一項」に改める。

第十二条第一項中「第九条の六第
一項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十三条第一項中「第九条の六第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十四条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十五条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十六条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十七条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十八条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第十九条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第二十条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第二十一条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第二十二条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第二十三条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第二十四条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

第二十五条第一項中「第九条の八第一
項」を「第九条の八第一項」に改め
る。

七第二項」を「(第九条の七において
て準用する場合を含む)及び第九
条の九第二項」に改める。

中小企業金融公庫法の一部を改正
する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改
正する法律

中小企業金融公庫法(昭和二十八
年法律第百三十八号)の一部を次の
よう改正する。

第三十四条の次に次の二条を加え
る。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十
一年度において、主務大臣の認可
を受けて、第二十五条第一項の規
定により借り入れた資金のうち十
億円を商工組合中央金庫に対して
貸し付けることができる。

第三十四条の三 附則

入貿易管理令第九条第一項の外貨資
金の割当(以下単に「外貨資金
の割当」という)を受けた者は、
政令で定めるところにより、その
割当の申請の際ににおけるその者の
輸入価額に適正な利潤及び諸掛の
額を加えた額と国内販売価額との
差額の見積額(以下「特別輸入利
益」という)を政令で定める期日
までに国庫に納付しなければなら
ない。

2 特定物質の輸入について外貨資
金の割当を受ける者は、政令で定
めるところにより、担保を提供し
なければならない。

3 通商産業大臣は、特定物質の輸
入について外貨資金の割当を行
うときは、その物質の輸入によつて
生ずべき利益を適正かつ確実に納
付させることができるように、そ
の割当を行わなければならない。
(納付義務の免除)

第三条 通商産業大臣は、特定物質
の輸入について外貨資金の割当を
受けた者が次の各号に掲げる事故
により前条第一項の政令で定める
期日までに当該特定物質の全部又
は一部を輸入することができない
と認めるときは、政令で定めると
ころにより、その輸入することができ
ないと認める特定物質の価額
に応じ、前条第一項の規定により
納付すべき特別輸入利益の額の全
部又は一部を免除することができ
る。

4 一 外國の輸出の制限又は禁止
二 外國の戦乱又は革命
三 前二号に準ずる事故であつ
て、政令で定めるもの

(担保の返還等)

第四条 通商産業大臣は、次に掲げる場合は、政令で定めるところにより、第二条第二項の規定により提供された担保の全部又は一部をその提供をした者に返還しなければならない。

一 第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付があつたとき。

二 前条の規定による免除があつたとき。

三 第二条第二項の規定による担保の提供をした者が同条第一項の政令で定める期日までに特別輸入利益を納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、当該担保（担保が金銭以外のものであるときは、その処分代金）をもつてその納付にあてるものとする。

(特別輸入利益の返還)

第五条 通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付をした後ににおいて第三条各号に掲げる事故により当該割当に係る輸入貿易管理令第四条第一項の輸入の承認の有効期間内に当該特定物資の全部又は一部を輸入することができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないと認める特定物質の価額に応じ、その者が納付した特別輸入利益の全部又は一部を返還することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。

3 政府は、この法律の施行前に特定物質の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

第八条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 特定物資の特別輸入利益に関すること。

○石橋國務大臣 ただいま議題になりました四法案につきまして、その提案の理由を順次御説明申し上げます。

まことに、高圧ガスの取締法が施行されましたが、これは昭和二十六年であります。この改正法を提出しました第一の理由であります。

また、現行法を数年間運用して参り

ました経験に従事するに、二、三の規定について、從来よりも一段と保安上の目的を達成するために、規定を改善整備することが必要であると認められるのであります。これがこの改正法律案を提出いたしました第二の理由であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、第一に、液化酸素の消費について、危害防止に関する技術上の基準の整備をはかり、この基準に適合しておらない場合には、基準に適合させるための命令を出し得るようにするとともに、液化酸素を消費する者に事業の開始とか、その施設の変更とかの場合に、届出義務を課して、監督上の建前を確立することがあげられます。

第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、新たに包括保証制度を創設することです。すなわち、個々の小企業者の場合に對する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業信用保険法、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする法律案の提案理由を御説明いたします。

第三点は、中小企業等協同組合であるときは現行の三十万円から五十万円にそれぞれ引き上げることであります。

第四点は、中小企業等協同組合の手数料の金額を、その後の物価の変動に応じてこれを調整改訂するための改正とか、高圧ガス保安審議会の委員長するといった改正がありますが、主張する改訂につきましては、さきにあげました三点でござります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、第一に、液化酸

素の消費について、危害防止に関する技術上の基準の整備をはかり、この基準に適合しておらない場合には、基準に適合させるための命令を出し得るようにするとともに、液化酸素を消費する者に事業の開始とか、その施設の変更とかの場合に、届出義務を課して、監督上の建前を確立することがあげられます。

第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、新たに包括保証制度を創設することです。すなわち、個々の小企業者の場合に對する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業信用保険法、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする法律案の提案理由を御説明いたします。

第三点は、中小企業等協同組合であるときは現行の三十万円から五十万円にそれぞれ引き上げることであります。

第四点は、中小企業等協同組合の手数料の金額を、その後の物価の変動に応じてこれを調整改訂するための改正とか、高圧ガス保安審議会の委員長するといった改正がありますが、主張する改訂につきましては、さきにあげました三点でござります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、第一に、液化酸

素の消費について、危害防止に関する技術上の基準の整備をはかり、この基準に適合しておらない場合には、基準に適合させるための命令を出し得るようにするとともに、液化酸素を消費する者に事業の開始とか、その施設の変更とかの場合に、届出義務を課して、監督上の建前を確立することがあげられます。

第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、新たに包括保証制度を創設することです。すなわち、個々の小企業者の場合に對する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業信用保険法、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする法律案の提案理由を御説明いたします。

第三点は、中小企業等協同組合であるときは現行の三十万円から五十万円にそれぞれ引き上げることであります。

第四点は、中小企業等協同組合の手数料の金額を、その後の物価の変動に応じてこれを調整改訂するための改正とか、高圧ガス保安審議会の委員長するといった改正がありますが、主張する改訂につきましては、さきにあげました三点でござります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、第一に、液化酸

素の消費について、危害防止に関する技術上の基準の整備をはかり、この基準に適合しておらない場合には、基準に適合させるための命令を出し得るようにするとともに、液化酸素を消費する者に事業の開始とか、その施設の変更とかの場合に、届出義務を課して、監督上の建前を確立することがあげられます。

第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、新たに包括保証制度を創設することです。すなわち、個々の小企業者の場合に對する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業信用保険法、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする法律案の提案理由を御説明いたします。

第三点は、中小企業等協同組合であるときは現行の三十万円から五十万円にそれぞれ引き上げることであります。

第四点は、中小企業等協同組合の手数料の金額を、その後の物価の変動に応じてこれを調整改訂するための改正とか、高圧ガス保安審議会の委員長するといった改正がありますが、主張する改訂につきましては、さきにあげました三点でござります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、第一に、液化酸

らば、採算がとれるように、しかもこれらの中のバルブの工場が廃液からとる設備ができるよう採算的にも買い上げることが至当だと思うのです。食糧のイモをつぶしてとるアルコールは八万七百円で買う、バルブから取るもののは六万九千円くらいだというような値段の差をつけておるわけありますが、こういうようなことから積極的にこうしたものを探めるという立場に立たなければいけないかと私は思います。しかしこうしたことについて私はあまり多かったものを進めるといふべきではないかと私は思います。しかし、こうしたことについて私はあまり多くの議論をすることを好みません。ただ問題としましては、現在廃糖蜜からそれのアルコールも輸入をしておる。しかも廃液から取れるものが非常に高いというなら別ですけれども、ほとんど値段において差がありません。そういう値段において、やはり通産省のあなたの方といたしましては、設備ができるように、採算が少しとれるよう買上げてやれば、銀行も幾らでも融資をして、また生産者は喜んでそれをやるということになると私は思います。そのような方向にぜひ向けておられます。そのような方へお尋ねいたしたいと思いません。どうぞお尋ねいたしたいと思いません。

○吉岡政府委員 ただいま御指摘の点は、私どもとしていろいろな問題につきまして非常に苦慮いたす点でござります。と申しますことは、この工業用アルコールと申しますのは、御承知のように工業製品の原料としてこれを供給しなければならないわけでござります。そのためにはできるだけ安くこれを供給する必要がある。私ども、このアルコール専売の運営につきましては、

も、當時そういう点を念頭いたしましたが、當時買上げをいたしておりますので、御指摘のように、比較的安いコストで生産が行われるという状況でございます。今後の問題につきましては、八万三千円程度まで価格を逐次引き下げる参つておるわけであります。しかし、これを国際価格に比べますと、やはりなお五、六万円程度にまで下げる必要がある。その方法といたしまして、最近御承知の石油化学の育成によりまして、エチル・アルコールとはほとんど同等の用途に供し得る製品の生産が近く行われるという状況であります。そういたしますと、ほぼ国際価格で従来アルコールを使っておりました溶剤にこれがある程度代替していけるのではないかという現状でござります。従いまして、国産資源の活用といたしたいという考え方であります。従いまして、見地から申しますと、御指摘のように、極力こういう種類のものを育成いたしたいという考え方であります。一面におきまして、できる限り安い原料を供給するという面から考えますと必ずしもそのように参らないと思われます。そのような関係で、関係の業界等におきましても、なお一、二この企業化について研究いたしておりますところはあるようございますが、工業用アルコール 자체が、ただいま申し上げましたように他の新しい製品にある程度代替されるのではないかというような傾向もございますので、現在のところ先ほど申し上げたような状態にとどまつておるわけであります。

○吉岡政府委員 なほ、現在バルブ廃液からアルコールを生産しておりますのは、先ほど申し上げましたように、以前に設備いじ上げましたように、以前に設備を設けたままして相当設備費も償却されてい。そういう関係で、私どもいたしましては、その生産原価をもとにいたる。それは、バルブの廃液から約三万

しまして買上げをいたしておりますので、御指摘のように、比較的安いコストで生産が行われるという状況でございます。今後の問題につきましては、そのような事情のあることを御説明申し上げておきたいと思います。

○鹿野委員 ただいまのあなたの考え方を承わりまして、私は非常に失望をいたしました。あまり質問を長く継続しないでなるべく早く切り上げるつもりであなたに申し上げたのですが、バルブの廃液からアルコールを作ることに積極的になつてほしいと言つたことに対して、あなたは、値段の関係があら石油化工の方向にこれを求めるというお話をございました。私はアルコールの問題について御質問いたしましたが、経企長官が来ましてから木材をとるということよりも、木材からアルコールをとるという問題について基本的に御質問をいたしたいと思っておるわけですが、それがともども、石油化工からアルコールをとるということよりも、木材からアルコールをとるといふ考え方の方が日本にとって非常に必要である。しかもバルブの廃液からとれるところのアルコールが現在は非常に少いものを、切りわつていながら六万円とか七万円ということになりますけれども、通産省の方で積極的に買上げるというような方針で金融の道なり何なりを助長してやれば値段がぐんと下る余地があると私は承知しております。ことに石油化学といいましても、石油は日本に資源がございません。日本に資源のないものを今後積極的に助長していくといふことは、日本にあるところの資源を活用するといふところに重点を置いたしまして、私は非常に不満に思いますけれども、重ねてあなたに私はそうしたことをついてのお考え方をお尋ねいたしました。

○吉岡政府委員 先ほど少し申し上げ方があつたと思いますが、私ども自身が先ほど申し上げましたような気持ちでやつておる、こういうわけではない。なぜございまして、私どもいたしましては、これは機会あるごとに、バルブの廃液から処理することについて通産当局が少しく手をかしてやれば、値段はうんと安くなります。現に糖蜜を輸入しておりますのと同等、あるいはそれ以下の値段になるのは間違いない現状であります。ことに数量からいって、今輕工業局長が言われましたが、バルブの廃液から処理することについて、お値段の点といたしての問題のところが、私は非常に幸いだと思います。なぜかは、これが非常に大きめの意味を持つものと思うから、アルコールの生産につきましては、これは助成していく考え方を今後も持つておるわけございます。ただ先

は絶対にない。アルコールは、何も木材のかすからとったところで、これを化学的に処理すれば食糧にも使えるわけですから、四万キロリッターにも及ぶところのものを全部化学的に処理するならば、いわゆる大蔵省関係の食糧にもこれに向していくことができる。ことに大蔵省関係のときは、値段が非常に高い。十万円、十二万円というような値段で、あれは保護産業のようにな形になって温存されていた姿でござりますから、こうした問題とも関連いたします。ことに通産省が今までアルコールの工場を持つておった格好を生かすために、やむなくこうしたところのことを承知いたしておりながら、工場を存続するためにといふことがあります。これは私はとられぬ方法だと思ひます。工場の廃分なり整理なりは、別途の方法で、幾らでもやることができます。この工場を持つておられた格好を生かすために、やむなくこうしたところを希望いたします。

○吉岡政府委員 御承知のように糖蜜もサツマイモも両方とも価格の変動のきわめて激しい商品でございます。

そこで私どもいたしましては、この工場用アルコールの専売の本旨にかかるべきこと、できるだけ安い原料を使ふということを基本にしてやつております。従いまして、年度によりまして非常に変動がございまして、たとえば昨年あたりはサツマイモが非常に高くあります。従いまして、一方糖蜜の方は比較的安めになります。従いまして、糖蜜を中かたたいうようなことで、糖蜜を中で逆にサツマイモの方は相当の値下りをいたしておりますし、糖蜜の方は、これは御承知のように主としてフィリピンの独占の商品でござりますので、いろいろな需給関係から非常な値上りをいたしております。そういう関係で、本年は全体から申しますと、おそらくイモを原料とするものが三〇%、糖蜜が五六%、パルプ廢液のが一五%程度、この生産計画を立てております。従いまして今年の現状で申しますと、糖蜜二

〇中崎委員 そこで問題があると思います。

私は経済企画庁長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

私は経企長官も御列席の上において、この木材利用の問題について御質問いたしたいと思いますので、委員長に経企長官の出席を至急に考慮して下さることを希望いたしまして、ついで、ぜひ御尋ねあらんことを大臣に希望いたします。

れてはおりませんが、はするおそれがあると思いますので、苦言を呈しておるわけです。

それからはもう一つは、これは経企長官に聞いていただきたいと思つておりましたが、今日のような事態では、経済政策は国際的視野に立つと同時に、総合的でなくてはならぬ。そうすると——いつも国民生活の安定ということを最後につけ加えるわけですが、経済の源は生産力です。生産力はやはり人間の労働が基礎であって、働く者が、技術者・科学者を含めて、ほんとうに働くという気持ちにならなければ同じ力はわき上らないと思います。ところが総合施策の面で、これは主として高齢さんの方の受け持ちなのですけれども、国民生活の安定ということについて、やはり現内閣が熱心でない。それが通産行政とどういう関係があるかといえば、非常に関係があるのです。健全な社会政策、労働政策、国民生活対策の裏づけなしには産業政策というものは成功しないと思います。たとえば社会保障の問題にしましても、これはやはり國務大臣として氣をつけている者は、経営者だけではなくて、これに協力している労働者も、労使合意的に協力し合つてこそほんとうに能率が上るのであります。たとえば最近結核病理学が非常に進歩しまして結核は近くもう過去のものになる。一時的現象として今結核の費用がちょっとふえておるのであります。しかし五年、十年後には急速に減る。そのことも知らないで、わずか四十億円くらいの健康保険の費用を節約する。きのうは肺病患者が国会を取り巻いてしまった。私は肺

病患者のバスに乗つて一緒に来ました。この辺にうんとばい菌がついておると思いますから御用心願いたいが、

結核菌をぶりかぶりながら政府に陳情しているような状況です。それから住宅対策にしましても、もう少し立体建築を考える必要がある。これはセメント工業その他との関係があるので、だ

からこそアメリカからスレートを輸入しようと思つたなどということはおっしゃらないで、これは國産の技術があ

るわけです。モスクワでアパート建築を見てきましたが、この壁全体くらいのかソソ・ユニットで一尺くらいの厚さで、その中にパイプも電線もガス管も通つておられるのが何百と大量生産され

ていますが、日本では立派建築が必要だ

とおっしゃるわけですね。モスクワでアパート建築を見てきましたが、この壁全体くらいのかソソ・ユニットで一尺くらいの厚さで、その中にパイプも電線もガス管も通つておられるのが何百と大量生産され、それが國産行政とどういう関係があるかといえば、非常に関係があるのです。たとえば、日本では立派建築が必要だ

と思いますが、日本では立派建築が必要だと思つたときも私は通産省の仕事になると思つたとおもつておられたんだに、やはり一応の常識は持つてもらいたい。また、たとえば貿易と並んで移民ということと

は、日本には朝鮮人が七十万もおつて、そのうちの二十万は所を得ずして犯罪の温床になつてゐる。または場合によつてはアナキスティックな、破壊的の社会運動の温床になつてゐる。それらの朝鮮人諸君は朝鮮に帰りたいといつてゐるのに、外務省はいまだに帰さないの

です。十万くらい帰つてもらえば、あんな意味では十万の移民にもひとしいような状況になる日本の現状です。こういふような問題をすべて総合してやら

て、この辺にうんとばい菌がついておると思いますから御用心願いたいが、

結核菌をぶりかぶりながら政府に陳情しているようないふうになるか。今ごろからもうほつほつ春氣配だから、虫害でもふえやしないかと思って心配い

たすのですが、国際的にアメリカの景氣が一休今後の見通しはどういうこと

て、この辺にうんとばい菌がついておると思いますから御用心願いたいが、

結核菌をぶりかぶりながら政府に陳情しているようないふうになるか。今ごろから御用心願いたいが、

結核菌をぶりかぶりながら政府に陳情しているようないふうになるか。今ごろから御用心願いたいが、

結核菌をぶりかぶりながら政府に陳情しているようないふうになるか。今ごろから御用心願いたいが、

結核菌をぶりかぶりながら政府に陳情しているようないふうになるか。今ごろから御用心願いたいが、

になるか。数日来ソ連の共産党大会が開かれましたが、ソ連もだいぶ若返り始めまして、スターリンを神様のように考えておりましたのが、そういう考え方はどうも科学者にふさわしくないということを、フルシチヨフが言つております。私はこれは大へんよいことであると思って新聞を見ました。現内閣のおかげで、私ども公用旅券をもらいまして、昨年は三十八名モスクワに参りました。フルシチヨフ、ブルガーニン元帥と二、三時間ゆっくり話し合つたのです。実は私ども、ああいう大きな旅行をして、あとはヨーカシャの果てで、シルク、ロードを通つてきた美人のあそこが本原地ですが、多くの美人も見学しました。ブルガリア、ボーランドなどにも約三カ月ばかり私行つて参りました。こういう旅行をして参りますと、どうしても石橋さんによくあけていただいて、どこかでゆっくりごちそうにでもなつて御報告することが非常に大事なことであつた印象や、それからブルガーニンと与党の議員からも、詳しく述大臣や総理大臣のお耳にも入れておかねばならぬということを痛感いたしました。

昨日のようにソビエト・ロシヤにおたときにも、非常に痛感した問題でござります。そういう点もあわせまして、國際情勢、特に國際景気の推移はどうなるか。ヴァルガ教授にも一時間半ばかりモスクワで会いましたが、

ロシアの経済学といえば、アメリカの恐慌一點張りじゃないかというふうにあります。私はこれは大へんよいことであると思いますから、ぼつぼつアメリカの恐慌の心配がある。これは公式論であります、しかし公式論ではありませんが、しかし公式論ではありませんが、しかしこれによつて第二次大戦後十一年ちょうどことが第二次大戦後十一年九月でありますから、ぼつぼつアメリカの恐慌の心配がある。これは公式論であります、しかし公式論ではありませんが、しかし公式論であります。私は根拠なしにこれを無視することができまいと思う。従いましてアメリカの景気の動向について、もう少し官民ともに検討を必要とすると思つておりますが、幸いに通産省局から最近の國際景気の見通しについて多少の御勉強の成果を差し表されましたので、私はまだ全部拜読しておりませんが、ゆっくり拜読いたしました。

最後のアメリカの経済界の見通しにつきましては、これまたなかなかむずかしいと言うとまた御批判を受けるかもしれませんけれども、実際においても切れませんけれども、実際においても切れませんけれども、実際においては切実なことです。切実な問題であるが、またおずかしい問題であると思ひます。ですから私は、非常に大いに大目に責任を負えなどといふことは申しません。結論が間違つておりますので、私はまだ全部拜讀しておらず、この間の英國あたりの政策になつて現はまだむろなだらかにいくのではなくつかまつては、これまたなかなかむづかしいと言つておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○石橋國務大臣 いろいろ私に対する御忠告やら御意見ありがとうございます。一つ勉強するひまをいただくようにお願いいたします。

最後のアメリカの経済界の見通しについて、こういう勉強の結論について通産省当局に責任を負えなどといふことは申しません。結論が間違つておりますので、私はまだ全部拜讀しておらず、この間の英國あたりの政策になつて現はまだむろなだらかにいくのではなくつかまつては、これまたなかなかむづかしいと言つておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○帆足委員 モスクワでヴァルガ教授に会いましたときにいろいろ語が出来ましたので、自分は友だちとして言うけれども、経済学というものはやはり公式かが、またおずかしい問題であると思ひます。ですから私は、非常に大いに大目に責任を負えなどといふことは申しません。結論が間違つておりますので、私はまだ全部拜讀しておらず、この間の英國あたりの政策になつて現はまだむろなだらかにいくのではなくつかまつては、これまたなかなかむづかしいと言つておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○帆足委員 モスクワでヴァルガ教授に会いましたときにいろいろ語が出来ましたので、自分は友だちとして言うけれども、経済学というものはやはり公式か

が、またおずかしい問題であると思ひます。ですから私は、非常に大いに大目に責任を負えなどといふことは申しません。結論が間違つておりますので、私はまだ全部拜讀しておらず、この間の英國あたりの政策になつて現はまだむろなだらかにいくのではなくつかまつては、これまたなかなかむづかしいと言つておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○帆足委員 モスクワでヴァルガ教授に会いましたときにいろいろ語が出来ましたので、自分は友だちとして言うけれども、経済学というものはやはり公式か

が、またおずかしい問題であると思ひます。ですから私は、非常に大いに大目に責任を負えなどといふことは申しません。結論が間違つておりますので、私はまだ全部拜讀しておらず、この間の英國あたりの政策になつて現はまだむろなだらかにいくのではなくつかまつては、これまたなかなかむづかしいと言つておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

それからチエコスロバキア、鉱山関係などはボーランド等から非常にたくさんの機械と技師が参つておなりまして、四、五年前に参りましたときにはロシア語の技術書もあまり多く見当たりませんでしたけれども、今日北京の町の書店には、ロシアの産業技術に関する専門書が、もうぎつしり詰まっておるような状況でございます。従いまして、第二次五ヵ年計画のときに、日本の機械、工業技術が、そして中国の國士に適応したもののが輸出されませんと、もはや時期を失するおそれがあるということを痛感いたしました。従いまして中国のあの膨大な国土における需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第二には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第三には、中国では漢字の制限が急激に行われまして、ことしの一月からは漢字の字数も千字前後に制限しまして、人民日報、大公報、すべて横書きになつてしましました。驚くべき改革が断行されました。言葉も北京官話一つに統一されまして、数年後にはローマ字または適當なる音標文字にかえることになつております。

それから第四には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第五には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第六には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第七には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第八には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第九には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第十には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第十一には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

それから第十二には、以前には進出口需要に日本商品が入つて参りますには、この一两年の間に態度を決しませんと、すでに時期おくれになるということを、重大な転換期に今面しておることを、特に大臣に御了承願いたいのでござい。

の内容は木造船から通常のトラック、大型オート三輪に至るまで平和の物資が全部含まっていたわけで、戦略物資という名をつけるのにはそもそも非常に無理があつたわけです。従いまして、すでに英國がアイゼンハワーに対して、それは今日の段階では無理であるからといって熱い交渉を続けておることは大臣の知られる通りです。こういう事情でありますから、今度の北京見本市に出しますのは売るのではないのです。私が大臣に金時計を出して、この時計を売ろうということと、この時計は非常にいい時計だから見ておいて下さい、他日大量生産になつたらお売りしましようけれども、今は売れません、しかしあ見せてしましようといふと見えることは艦船が違うと思うのです。従いまして私は別に三百代言的な法律解釈論を言うわけではありませんけれども、ココムの輸出禁止という条項には、この展覧会に見せるだけならひつからないと解釈するのがむしろ至当ではあるまいか、少くともそういう解釈を私どもが主張するだけの根拠はあるのでないか。私どもは今日の時代に禁止されているものを、約束を破つて輸出するような本性なことをいたしません。約束は守る国民です。しかし、他日出し得る状況になつたら出しますが、今のところは出せませんけれども、日本工業の実態を見てももらうために中国に展覧会を開きたいと思います、こういうことではないかと思うのです。すでに中国では、ソ連やボランド、チエコスロバキアの機械工業展覧会がたびたび開かれまして、私は三度も北京に参りましたためにその展

覧会のどれも見学してきましたが、非常にすぐれた展覧会です。アメリカ国务院は、せめて中国がユーロースラビアという片寄った政策を改めてもらいたい、世間で自主性を持つてもらいたい、世間で各国の市場があることを中国に知つてもらつて、ソ連一辺倒というような片寄った政策を改めてもらいたい、というのとをたびたび言つておる。そうであるとするならば、中国にソ連の展覧会だけ見せず、日本の展覧会を見せることがその趣旨にも沿うものではないか、もし希望であるならばアメリカの工作機械を展覧しても一向差しつかえないと私は思います。こういうことは大体法規に触れない問題で、國際約束に触れない問題ですから、本来ならば日本の通産大臣は自動的におきめになつてしまふことである。ただ国際儀礼として、無用な摩擦を防ぐために、一応アメリカその他のにも話をしておくというなら、今春ダレスが来ました折に、ダレスさんのこきげんのよいようなとき、通産大臣から上手にこれをお話しするならば、パリのココム委員会などにかけないでもそれは解決つくのはあるまいか。従いましてこの問題について通産大臣だけに重荷を負わすことは大へん御無礼でありますけれども、この問題が解決しませんと、せつからこの三十九日には宿谷君が見本市委員長として北京に行くわけですから、よほど通産大臣がバックアップして下さいませんと、この展覧会の開催は一応むずかしいということになります。もちろん外務当局の立場になりますと、長い間アメリカ大使館の外局のような立場に立つておるので、アメリカ大使館のごきげんを害しまして、

どうもあの局長は少し桃色じやないかね、ココム会議に必要以上に熱心じやないかねなどと言わると、ほかの同僚から足を引っぱられるというようななことであつて、活潑な行動を今日の外務省に期待することは無理であつて、外務省の方々は、せめて合理的に慎重に扱ふべきことは、サラリーマンであるから困難であろうと思ひますけれども、通産省の方で牽制教育省の立場からいえばそれほど遠慮することもないのですから、外務省のやむを得ず弱腰になり、慎重になりますが必ず過ぎる態度を通産省の方で牽制され、何とか上手にダレス公使あつたときに初めての了解をして、ただくことが必要でないかと思ひまして、るる述べたとおりに次第でござります。これに対しまして最終結論をお伺いしようとは存じませんが、イーデン交渉のときの結果で、外務省当局にわかつておることをお尋ねをされば、湯川経済局長から先にアイルランドの飛行場に帰りまして、こういふも聞かせていただき、それからできましたのは、先日新聞に出ましたのを見ますと、イーデンはロンドンの飛行場に帰りまして、こういうふうに答えております。これはロンドンのロイター通信ですが、極東政策について私とアイゼンハワー大統領との間に若干の意見の相違があつたことを私は認める。われわれはこれらの問題について討議したけれども、われわれは中共に対するいわゆる戦略物資のことはないし、米国政府もあまりその通りについては同意した、こういふふ

に新聞に出でております。私は同じよるに貿易国、島国としてのイギリスが、和戦の問題についてほあらかたの是通しをつけて——七つの海を支配しておる英國ですから、視野はおのずから広くなるわけですから、和戦の問題については、戦争を避けなければならぬし、避け得るであろうという見通しあつて、半和と通商拡大に非常な努力をしておる。この英國の立場は同じようない島国として、貿易の國としての日本の立場とつながるものもある。一面は商売がたきですから、他面共通の立場もあるわけですから、このイーベンの交渉の機会に、便乗してといえども、いやな言葉ですが、この機会をとらえて、そうして日本に譲せられておる正当な制限の緩和のために、非常に上手な努力をするための絶好の機会であつますから、その点について通産大臣のお気持を伺い、湯川さんの御努力やただいま入っております情報、実情について伺いたいと思います。

アメリカ大統領トイーデンと英國首相との会談につきましては、その後両者のいろいろ新聞等で述べていられるところには若十二ニュアンスの違いがそれをござります。両首脳の意見の一致であります。これによりますと、両首脳は、中共に対する貿易統制と英國首相との共同声明でうたわれている点であると思ひます。これについて、これが制限のワクについては今後情勢が継続されるべきこと、これについては意見の一一致を見た、しかし同時に、これが定期的検討を加えることになります。この定期的検討というのは、結局パリ機関を中心として行われることだと思います。そうしてそれもあまり遠くない機会に行われる事になると思うのであります。そのほか別途いろいろ得た情報では、日本が昨年以来いろいろの併合について問題を出しているということでも、これは考慮すべきであるという話もあつたようであります。そこで私どもとしてはかねがれ、ココムでも現在のワク内でできる程度の緩和ということには努力しているわけであります。が、その定期的検討の機会にさらに日本の主張を強く述べたい、こう考へております。

うみたいなもので、あまりさわるとなんだらがつて顔全体ふくれ上がりましまるけれども、ばんそちこうを当てて押えておけばだんだんしほんで参ります。先日私は香港を通りましたときに、そのばんそちこうのきき目にについて多少調へて参りましたが、だいぶしほみ始めていることは事実であります。特に焼きイモほどの国が世界五大強国の一つとして理事会に座席を占めて拒否権行使するというようなことは、これは初等論理学の上からいつても困難になつて参りますし、それがカナダが提案し大英帝国が賛成した三十数カ国加盟案に対して拒否権発動の勢いを示したことによつて、もはや世界の論理学と合わなくなつて参りましたので、問題は他日日ならずして、私は数年たないうちに解消すると思いますから、そういう諸情勢から見て、中国が国連に加入したあとでこれに急に手を差し伸ばしたのではもうおそいのであって、人との交わりといふものは、手相手が逆境におるときにカステラの一つも持つていて、いふことでありますから、そういう点まくいくのであって、逆境におるときには見向きもしないで、社長になつてから急に表門をたたいても事すでにおくれるのでありますから、そういう点からいっても、ことしの秋といふものはまさにターニング・ポイントです。そのポイントで本市が開かれると、大へんくどいようでござりますけれども、通産大臣がこれまでお考えになつた以上に、そこへ問題が集中されておるということを御了解下さいまして、困難な仕事でされども、おも、御苦勞でござりますけれども、お

うみたいなもので、あまりさわるとなんだらがつて顔全体ふくれ上がりましまるけれども、ばんそちこうを当てて押えておけばだんだんしほんで参ります。

第一には、硫安のことの輸出がどう骨折りのほどお願い申し上げる次第です。

それからあと事務的な問題をいたしまして御質問いたしておきますので、

逐次御答弁願いたいのです。

第一には、硫安のことの輸出がどう

いふうになりますか、昨年参りましたときには、中國側はせめて三十万トン

買いたい、三十万トンできないなら五

万トンでも仮契約を結びたいと言いましたのに、日産化学一社のほかは他の

商社は公然面会すら断わるという不作

法な状況でありますし、私は何度も硫

安協会に足を運びましたけれども、硫

安工業といふものは非常に近代的な化

学工業であるはずなのに、その社会的

意識はきわめて封建的でありますし、

安工場といふものは非常に近代的な化

の蛋白質の多いものを肥料に使っておるので、それをやめて豆かすを安く日本に売つてもいい。そうすると、日本の酪農が樂になるわけです。そういう関係もありますから、硫安の輸出並びに今後の増産計画に御注意を促し、現状を伺いたい。

それから第二には、中國から食肉——昔青島の肉は安くておいしくて勤労者に向いていたわけです。そう大量的のことと申しませんが、私は多少の食肉の輸入というものは、日本の勤労者のためにも食糧政策のためにもよい

ではないか。もちろんバーバーでありますから、大臣のお耳にも入れておきますから、大臣の席で申し上げました。

その次には中國から皮を入れる問題、私は日本の中学生等に安い皮くつをはかせたいということをかねて考えておりますが、日本では豚の皮は余つりますから、大臣のお耳にも入れておきますことと申しますが、今日アメ

リカの映画はいいものも三割くらいありますけれども、七割は言語道断の映画でございまして、不良少年涵養の源になつておられますけれども、牛の皮は不足しておきます。背は中国から大量の牛の皮がきたものでございます。ところが皮がきたものでございます。ところが

今はアメリカから買つたりアルゼンチンから買つたりして、貿易のバランスの必要上、中国からの皮の輸入は禁止

格といふものは非常にきびしい、世界非常に厳重に行われております。これは大臣御承知のように、中国では輸出する原材料に対します検査規

が出ておりません。そのため防疫月報を送つてこない国からは食肉を輸入することができないという意味で、輸入が絶状況でありますので、防疫月報

が出ておりません。そのため防疫月報を送つてこない国からは食肉を輸入することができないという意味で、輸入が絶状況でありますので、防疫月報

が出ておりません。そのため防疫月報を送つてこない国からは食肉を輸入

映画がほつぼつ輸出産業になり始めております。日本のすぐれた映画が輸出産業になりつつあるということは、これは非常に私は重要な問題の一つであると思う。また映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであるということについても、通産大臣として——これが今大蔵省にまかせられているというのは、これは奇妙なことであって、この問題は、映画政策としては文部省と通産省とで話をきめて、大蔵省にはまだ通達しておけばいいだけの問題でございます。従いまして、この三百億円の内容、今年の年々ふえる映画の内容、それからどうしてこのギャング映画全盛で、しばらくなつたらしいと思ひます。

時間が長くなりましたので、私はもう再質問をしませんで、伺つておきま

かりまして、事務的に解決することは解決いたしたいと思います。解決いたしませんことは、与党の議員の方にもお詣りして、理事会に御相談をしたいと思います。

○吉岡政府委員 中共向けの疏安の輸出に関するお尋ねに対してもお答えを申し上げます。

御承知のように、中共向けの疏安の輸出は、二十八肥料年度から毎年一万吨から九万二千トン、十万トンといふようにふえてきております。また疏安以外のア系の肥料も、二十九年度約二万トン、三十年度は三万六千トンと

いうようになります。それでそれが

ござります。それで御承知のように、

これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであるということについても、通産

大臣として——これが今大蔵省にまかせられているというのは、これは奇妙なことであつて、この問題は、映画政策としては文部省と通産省とで話をきめて、大蔵省にはまだ通達しておけばいいだけの問題でございます。従いまして、この三百億円の内容、今年の年々ふえる映画の内容、それからどうしてこのギャング映画全盛で、しばらくなつたらしいと思ひます。

時間が長くなりましたので、私はもう再質問をしませんで、伺つておきま

かりまして、事務的に解決することは

解決いたしたいと思います。解決いたしませんことは、与党の議員の方にも

お詣りして、理事会に御相談をしたい

と思います。

○吉岡政府委員 中共向けの疏安の輸出に関するお尋ねに対してもお答えを申し上げます。

御承知のように、中共向けの疏安の

輸出は、二十八肥料年度から毎年一

万吨から九万二千トン、十万トンとい

うようにふえてきております。また疏

安以外のア系の肥料も、二十九年度約

二万トン、三十年度は三万六千トンと

いうようになります。それでそれが

ござります。それで御承知のように、

これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

をしておりまして、来肥料年度の見通しといたしましては、いすれ肥料審議会によりまして輸出ワクが決定されると思つて、まだ映画の中でも必要なのは、文化映画が相当の部分を占めるべきであると思ひます。それで御承知のように、これは中共米の見返りとして現在輸出

りましたが、二十九年度以後は百二十本程度、そのうち百本くらいがメジャーレーベルと称する大きな会社の映画、その他の会社があとの二十本くらい。現実はそうですが、しかし割当としては特にアメリカ映画という割当はやっておりませんで、二十九年度以後はドル地域、スターリング地域、オーブン地域に分けまして、そういう通貨地域別の割当にしております。従ってドル地域の割当を得た業者がソ連から入れても中共から入れてもよろしい。またメキシコ、スペイン、オーストリア等から入れてもよろしい。またオーブン地域の割当でフランス映画を入れてもイタリア映画を入れてもいい。ドイツ映画は今度オーブンから離れましたが、それまではドイツ映画を入れてもよろしい。そういう建前になっております。しかしながら現実においてはドル地域の割当は全部アメリカ映画で占められておる、というのは結局選択権は割当を受けた業者にあるわけでありまして、業者がなぜそれを入れるかということは、結局それを見る人が多い、従つてもうかるからでございます。従つてその選択は決して政治的なものによってなされているものではないということが言えると思います。それから今アメリカ映画の数は欧洲各国の割当数に比べて日本が最も小さい。映画の興行界に関する限り、各国ともアメリカ映画の市場になつておる。従つて日本についてなぜこんなに小さいんだというアメリカ側からの苦情を現在常に受けているという状態でございます。それでは中共等の映画を輸入する道はないかと申しますと、別にまた映画ボーナス制度というものを設け

ておりますが、そのうち百本くらいがメジャーレーベルと称する大きな会社の映画、その他の会社があとの二十本くらい。現実はそうですが、しかし割当としては特にアメリカ映画という割当はやっておりませんで、二十九年度以後はドル地域、スターリング地域、オーブン地域に分けまして、そういう通貨地域別の割当にしております。従ってドル地域の割当を得た業者がソ連から入れても中共から入れてもよろしい。

た業者に対するボーナスとして映画を一本入れることを認める。その際にはアメリカ、フランス、イタリア等、日本が映画について借り越しになつております。輸出が多いという國はただの映画を入れさせないということを使って現実輸入しておる業者があるわけであります。昨年においてはソ連映画三本、一昨年中共が一本、現況はこういうことであります。

次にアメリカ映画の質の問題であります。御承知のように現在映画の検閲という制度はやつておらない、従つて映画の質によって輸入を禁止するということはできない。それで現在やつておりますのは、消極的にいい映画を入れたものに対する援助をするという制度をやつております。これは優秀映画審査制度といふものを設けまして、これはいわゆる文化関係の学識経験者をもつて構成するもので、大蔵省のわれわれの意見は全然入らない委員会の意見できまるのであります。その委員会で毎年の映画を審査していくたまつて、よい映画を入れた業者に対しては追加的に輸入割当を認める、こういう制度をやることによってよい映画を奨励することで悪い映画を減らしていく、こう、こういう制度をとつております。

次に教育文化、短編映画につきましてはこれらワクの外にありまして、ワクとしては百本くらい毎年入れておるわけでありますが、それ以外に数にかかるわらず、文部省の教育映画等審査分科会に委嘱しまして、そこで入れた

○加藤(清)委員 委員長に要望いたしました。実はただいまの答弁では非常に不満足でございます。と申しますのは占領中そのままの姿がそのまま行われるというが映画の姿であります。このため御承知であります。改正しなければならないというのが与党さんの御意見であります。ここに占領中そのままの姿がそのまま行われるというのが映画の姿であります。またボーナス制度も行われております。そして、特にボーナス制度というのは、蓄積円制度も行われております。これが、蓄積円制度も行われております。そして、またボーナス制度も行われております。アメリカにはワクがかけてない、他の国はみんなボーナス制度のワクがかかつておる。他の国はいわゆる通産大臣の拡大均衡で、輸出すれば輸入してもよろしいということになります。アメリカ映画の輸入については輸出しなくともどんどん買える、先年もこの問題で総ワクにおいて制限されたらすぐ向うから抗議が来た。抗議がないとおつしやつたがとんでもない話である、私は実際を知つておるからよくわかつておる。そこでこの問題についてはきょうここで結論を出すことは無理なことでござりますから、おそれりますが、早急に委員会において審議の機会を与えられますようここに要望するものであります。

○中崎委員 この映画に関する資料をさつそく大蔵省の方から出していただきたいたしました。また今度はこの程度にとどめまして、残るものは数にかかわらずに許可をする、こういう制度を別にとつております。大体以上であります。

○加藤(清)委員 委員長に要望いたしました。実はただいまの答弁では非常に不満足でございます。と申しますのは占領中そのままの姿がそのまま行われるというが映画の姿であります。このため御承知であります。改正しなければならないのが与党さんの御意見であります。ここに占領中そのままの姿がそのまま行われるというのが映画の姿であります。またボーナス制度も行われております。そして、特にボーナス制度というのは、蓄積円制度も行われております。これが、蓄積円制度も行われております。そして、またボーナス制度も行われております。アメリカにはワクがかけてない、他の国はみんなボーナス制度のワクがかかつておる。他の国はいわゆる通産大臣の拡大均衡で、輸出すれば輸入してもよろしいということになります。アメリカ映画の輸入については輸出しなくともどんどん買える、先年もこの問題で総ワクにおいて制限されたらすぐ向うから抗議が来た。抗議がないとおつしやつたがとんでもない話である、私は実際を知つておるからよくわかつておる。そこでこの問題についてはきょうここで結論を出すことは無理なことでござりますから、おそれりますが、早急に委員会において審議の機会を与えられますようここに要望するものであります。

本日はこの程度にとどめまして、残るものは数にかかわらずに許可をする、この制度を別にとつております。余の質疑は次回に引き続き行うこととなりました。次回は明二十二日午前十時より開会することにいたします。

○中崎委員 この映画に関する資料をさつそく大蔵省の方から出していただきたいたしました。これにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局